

第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

本市は、市域の面積（7,347ha）の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、あきる野市の環境の現状として、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

1 自然環境分野

自-1 基礎情報の調査・収集

1) 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から市内の自然に専門的な知識を有する方等による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの3年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）」として取りまとめ、市内図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成26年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」の基礎資料にもなっています。

平成30年度は、自然環境調査を継続して実施するとともに、市民参加型イベント等を行いました。



<あきる野市自然環境調査報告書
平成21年度～23年度>



<リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」>



<生物多様性あきる野戦略>

2) 森林レンジャーあきる野による活動の推進

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成22年5月に専門知識を持つ4人による「森林レンジャーあきる野」を設置しました。平成29年度からは、森林レンジャーあきる野の1人がこれまでの知識と経験、技術を活かす場として、小宮ふるさと自然体験学校の校長に就任したため、現在は3人で活動を行っています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治会等と協働で実施しています。

また、登山道や山林地帯を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計80種（哺乳類6種類、鳥類39種類、爬虫類5種類、両生類9種類、魚類6種類、昆虫類15種類）、植物では57種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

3) 生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

平成30年度は、市広報紙及びホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載したほか、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況などの森の魅力を発信しました。

また、あきる野環境フェスティバル2018、GTFグリーンチャレンジデー2018 in新宿御苑、第42回全国育樹祭、全国緑の少年団活動発表大会に参加・出展し、あきる野市の森の魅力を市内外に伝えています。

さらに、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響などについても周知を図りました。

生物多様性の保全につながる市民参加型の事業として、親子で農作物の収穫を体験する「あきる農を知り隊」を継続して実施しました。



<新宿の森・あきる野ツアーの様子>



<GTFグリーンチャレンジデー2018出展時の様子>



<あきる農を知り隊の様子>

自－2 生物多様性の保全

1) 生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成26年9月に、「生物多様性あきる野戦略」を策定し、平成28年3月には、その実施計画として「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定することで、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用のための取組をまとめました。さらに、平成29年9月に、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みをつくっています。



＜リーフレット
「あきる野市生物多様性保全条例」＞

平成30年度は、市内の守るべき動植物の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト（哺乳類）」、「あきる野市版レッドリスト（両生類）」及び「あきる野市版レッドリスト（爬虫類）」を公開しました。

従来から継続している取組としては、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があります。平成30年度に樹木1件を保存緑地として指定し、平成31年3月31日現在における保存緑地は、樹木178本、樹林地5か所（12,841.23㎡）、屋敷林1か所となります。また、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として指定しており、平成31年3月31日現在における公開緑地は、1か所（14,593㎡）となります。

2) 有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや防除柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、地域の生態系などに被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や、市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

外来植物であるオオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリの3種は、在来植物を圧迫するため、分布調査や除草の呼び掛けを行っています。平成30年度は、市民と協働でこれらの植物を除草する「除去作戦」を実施しました。

また、サクラ等の樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリについては、市職員による公共施設の調査結果と市民による目撃情報を基に分布状況を把握し、駆除などの対策を行いました。

外来種対策の基礎情報として、市民の皆さんから分布情報を提供してもらっており、平成30年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ35件、ハクビシン49件、オオキンケイギク22件、オオブタクサ16件、アレチウリ6件、クビアカツヤカミキリ31件でした。



＜特定外来生物のアライグマ＞

自－3 生物多様性の創出

1) 郷土の恵みの森づくり事業

地域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成22年3月策定）や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修や景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（先述）、菅生地区における産学公連携による森づくり、森の子コレンジャー活動（後述）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（後述）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある方・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。

平成30年度は、16の町内会・自治会等により、昔道・尾根道の補修が10事業、景観整備が14事業となりました。これらの事業を進めた結果、武蔵五日市駅から「秋川溪谷 瀬音の湯」までのコースをはじめ、既存の登山道等のいくつかのコースの維持が図られています。また、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませています。

菅生地区における産学公連携による森づくりでは、NECフィールドディング株式会社、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、特定非営利活動法人ふるさとの森づくりセンター、西多摩マウンテンバイク友の会、あきる野市の7者で組織する「あきる野菅生の森づくり協議会」により、農産物の特産化や里山再生などの事業が進められています。平成28年度からは、オオムラサキが舞う森づくりにも取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。平成30年度における整備面積は、間伐46.07ha、枝打ち7.92ha、伐採17.61haとなりました。

森づくり事業概要（平成30年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	10事業	7町内会・自治会等
景観整備事業	14事業	11自治会等



<サポートレンジャーによる森づくりの様子>



<菅生地区での森づくりの様子>

2) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれ、本市を代表する河川の一つです。その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。

平成30年度は、秋川の用水堰がある魚道で、水量・砂利・流木等の点検を行い、流木や砂利の撤去を行いました。また、秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時の状況確認や河川清掃に参加して、魚類の保護を推進したり、東京都と秋川漁業協同組合と連携してアユの稚魚を放流したりしたほか、「秋川アユ」のブランド化に向け準備を進めました。

さらに、あきる野市生物多様性保全条例の運用により、河川区域の工事等の際には、事業者等が希少種に配慮して工事等を行う体制をつくりました。



<秋川の川べりの様子>

自－4 生物多様性の活用

1) 地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

平成30年度は、農作物の地産地消の一環として、秋川ファーマーズセンターと協力し、学校給食に人参、玉ねぎ、長ネギなどの地場産農産物を継続して供給しました。また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、御堂中学校校舎増築工事の構造材や内装材の一部などに多摩産材を使用しました。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川溪谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。市では、こうした取組を支援するため、平成28年度に締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内に11か所あるセブン-イレブンの店舗において、「秋川溪谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売を開始してもらいました。平成29年度には12店舗に増え、平成30年度も引き続き地産地消の促進と土産物需要の更なる拡充を図りました。

また、観光イベントにて、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のステッカーや、「秋川溪谷」ロゴを活用した製品を配布するなど、「秋川溪谷」としての地域ブランド化を継続しました。



<PR等イベントの様子>



<「森っこサンちゃん」のイラスト>



<「秋川溪谷」ロゴ>

2) 生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。この多様な大地を背景として、この地域の生物多様性が維持されています。

このような貴重な大地を保全するとともに、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携して、地域資源を活用した持続可能なツーリズムの推進による地域活性化に取り組んでいます。また、平成28年度に開室した秋川渓谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）3階の秋川流域ジオ情報室についても、引き続き、広く一般の方々に向けて秋川流域の地域資源の魅力を発信しております。

観光拠点である同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っており、平成30年度は農業体験（じゃがいも、トマト、さといも、大根、のらぼう菜収穫）に14団体223人、自然体験（戸倉城山登山、金剛の滝）に4団体112人が参加しました。

また、平成28年度に写真の変更と解説文の見直しを行った「あきる野百景」を各公共施設や観光施設に設置・配布したほか、イベント等においても配布を行い、周知を継続しました。その他の観光パンフレットについても、併せて配布しています。

さらに、観光ルートに関しては、前年度に引き続き、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルートの6つについて、重点的なプロモーションと整備を継続しました。



<観光パンフレット「秋川渓谷」>



<あきりゅうジオの会によるジオツアーの様子>



<自然体験の様子>

2 生活環境分野

生－1 公害対策の推進

1) 河川の水質（調査結果の詳細は資料編155頁～158頁に掲載）

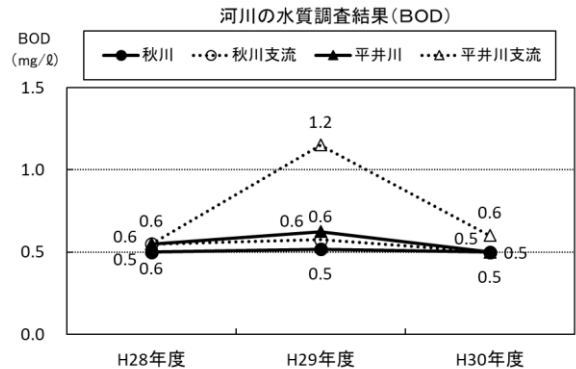
良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流20か所で、年4回の水質調査を実施しています。

平成29年4月1日より、平井川・養沢川は河川の水質類型がA類型からAA類型に変更されました。

水質汚濁の指標となるBOD(*)をみると、いずれの河川等も良好な水質を維持し、環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年2回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

* BOD（生物化学的酸素要求量）： 水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。



※ データは、各河川の複数地点で年間4回（5・10・11・2月）実施している測定結果の平均値である。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）
（平成31年3月31日時点）

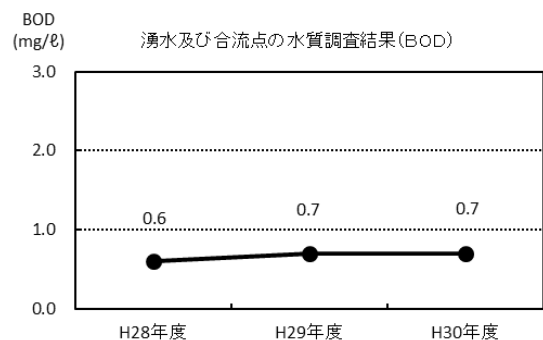
類型	河川名	環境基準
河川AA類型	秋川	1mg/ℓ以下
	平井川	

2) 湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編159頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年1回、湧水17か所、河川との合流点19か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1)に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川AA類型）と比較すると、一部で環境基準を超過していたため、今後も引き続き調査を実施し、経過の観察を行っていきます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査（調査結果の詳細は資料編160頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね2キロメートル四方に区切り、そのうちの7か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下

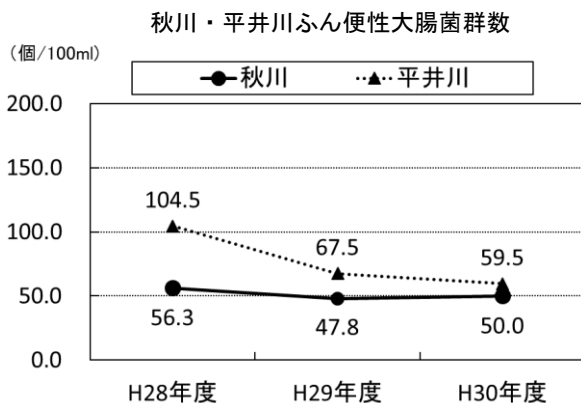
4) 秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川4か所、平井川2か所の計6か所において、年2回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査（調査結果の詳細は資料編160頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川9か所、平井川2か所の計11か所において、年1回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

秋川、平井川ともに、平成30年度の値は横ばいで推移しており、水浴に不適な地点はありませんでした。



水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100ml)
	水質A	100個/100ml 以下
可	水質B	400個/100ml 以下
	水質C	1,000個/100ml 以下
不適		1,000個/100ml 超過

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が20m³/日以上以上の事業場と有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年1回、排水の調査を実施しています。

7) ゴルフ場水質調査

市内2か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年1回、水質調査を実施しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路4か所（国道411号線、都道166号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

平成30年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	65	62	b	75	70	180	34
都道166号線	68	63	a	75	70	124	20
五日市街道	62	56	c	75	70	95	11
睦橋通り	69	64	b	75	70	211	43

※ データは、平成30年10月3日～10月4日に実施した市内4か所の調査結果である。

- *1 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたもの。
- *2 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。
- *3 区域 [a]：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域をいう。
[b]：第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
[c]：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/m ³ (*))			環境基準
	H28年度	H29年度	H30年度	
あきる野市役所	0.016	0.0093	0.015	0.60
五日市出張所	0.016	0.0094	0.013	

* pg (ピコグラム)：1兆分の1グラム * TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位
※平成30年8月17日～8月24日に実施した調査結果である。

10) 二酸化窒素調査 (調査結果の詳細は資料編161頁に掲載)

二酸化窒素(NO₂)調査結果

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年4回、市内22か所で、二酸化窒素を測定しています。過去3年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

測定結果(ppm) (*1)			環境基準 (*2)
H28年度	H29年度	H30年度	
0.012	0.015	0.014	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

- *1 ppm (ピーピーエム) : 容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。例えばNO₂が1ppmとは、空気1m³中にNO₂が1cm³含まれる場合である。
- *2 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査 (調査結果の詳細は資料編162頁に掲載)

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が10μm(*1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内15か所において、浮遊粉じんの全量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較し

たところ、過去3年間に於いて全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m ³)			(参考) 環境基準 (*2)
H28年度	H29年度	H30年度	
0.0304	0.0193	0.0195	0.10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

- *1 μm (マイクロメートル) : 1μmは100万分の1mで、0.001mmである。
- *2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内2か所において、年1回、臭気調査を実施しています。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年2回(5月、11月)、総浮遊粉じん量調査を年4回(5月、9月、11月、2月)、浮遊重金属量調査を年1回(2月)、二酸化窒素調査を年4回(5月、9月、11月、2月)実施しています。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所(2社)との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

15) 放射線・放射性物質の測定 (調査結果の詳細は資料編163頁～172頁に掲載)

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。(平成29年度からは、公共施設等の測定を廃止しました。)

空間放射線については、年4回、市内6か所を定点として測定しました。(平成29年度からは、測定頻度と測定地点を変更し、年4回、市内6か所を定点として測定をしています。)

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」(平成23年11月24日決定)に示す基準値、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ (*1)(追加被ばく線量(*2)年間 1mSv (*3))を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成23年度から継続して、東京都が実施しています。

また、小中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材、秋川と五日市のファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯の直売所で販売される農産物などについては、検査業者に委託し、市独自の検査も継続しています。検査の結果、厚生労働省の定める基準値を超えるものはありませんでした。

市は、引き続き、空間放射線量の測定や食品等の放射性物質検査を実施し、市の広報やホームページで公表を行い、市民の皆さんの安全安心のために取り組んでいきます。



<空間放射線測定の様子>

*1 μSv (マイクロシーベルト) : 人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常1時間当たりの線量を示す。

$1\mu\text{Sv}$ は、100万分の 1Sv である。

*2 追加被ばく線量 : 自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv (ミリシーベルト) : 1mSv は、1000分の 1Sv である。

生-2 資源循環型社会の構築

1) ごみ排出量

平成30年度のごみ総排出量は23,108 tで、前年度より約84 t増加(+0.4%)しました。このうち、可燃ごみについては、17,953 tが排出されており、前年度より約161 t増加(+0.9%)しました。

平成30年度の1人1日当たりのごみ排出量は783.0 gであり、全国の920 g(平成29年度)(*1)よりは少ないものの、都内30市町村(多摩地域)のうち排出量の多い順から6番目(昨年度6番目)に位置し、多摩地域の平均排出量である679.0 g(*2)を104.0 g程上回っています。

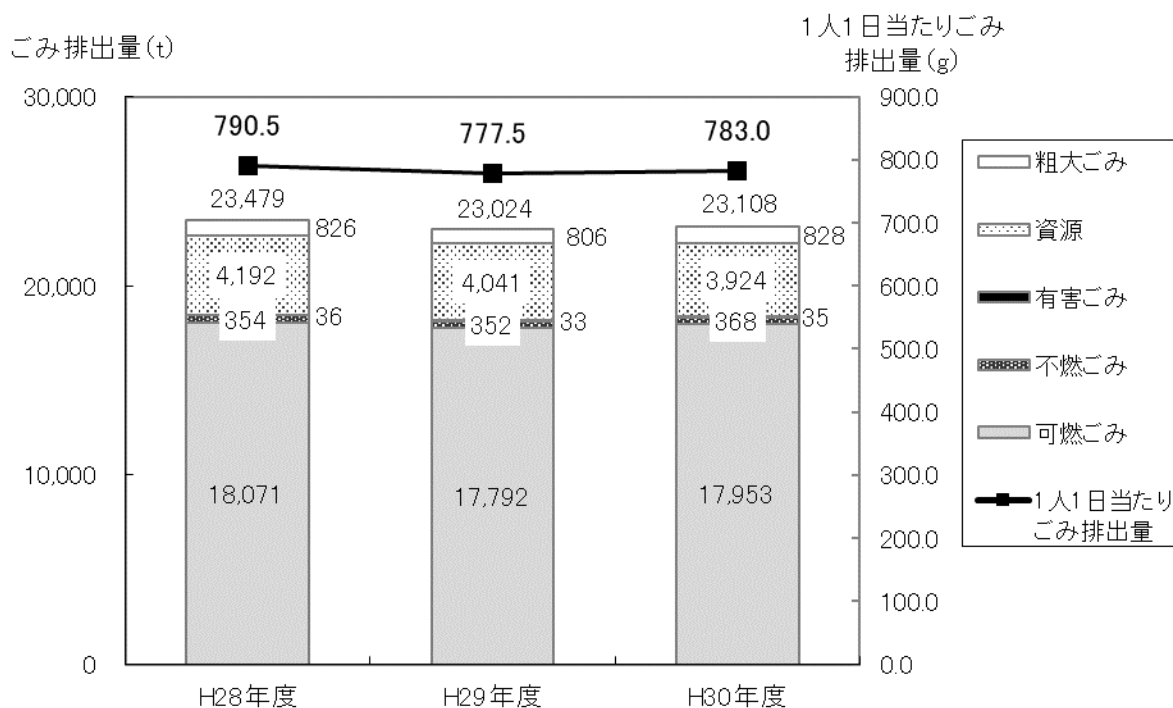
総ごみ排出量の約8割を占める可燃ごみが前年度より増加したことや、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの収集量も増加傾向にあることから、平成30年度の総ごみ排出量及び一人当たりごみ排出量は増加しています。

今後も、ごみの減量に向け、簡易包装の商品を選ぶ、ものは長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるごみは資源として出すなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないように心掛けることが大切です。

*1: 資料「一般廃棄物処理事業実態調査 平成29年度(環境省)」

*2: 資料「多摩地域ごみ実態調査 2018(平成30)年度統計」(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

ごみ排出量の推移



2) 3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」（あきる野ごみ会議）の活動などを通じて、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組んでいます。

平成30年度においても、ごみ会議の運営や「へらすぞう」の発行を継続しました。また、リサイクルフェアの内容を充実・拡大した環境フェスティバルをあきる野環境フェスティバル運営委員会と共催し、入場者は約2,500人（推定）でした。あきる野環境フェスティバルでは、廃食用油石けんを配布したほか、グリーン購入等の周知を図りました。この他に、フリーマーケット、リサイクル品（家具等）再利用コーナーの運営、生ごみ堆肥化講習会なども実施しました。

さらに、生ごみ堆肥化の普及のため、EM菌生ごみ処理容器等の貸与などに取り組みました。



<生ごみ堆肥化講習会の様子>



<ごみ情報誌「へらすぞう」>

3) 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニケーションの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。平成30年度の資源集団回収団体は115団体、集団回収実績は876回に上りました。資源集団回収を推進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイの資源化に取り組んでいます。平成30年度の資源の戸別回収量は、3,924tとなりました。

生－3 緑あふれる快適なまちづくりの推進

1) 市街地における緑の保全・創出

本市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

あきる野環境フェスティバルにおいて、ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大を図っているほか、農地・緑地の多面的機能について情報発信を行っています。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場の設置、500㎡以上の敷地における建築物等の設置、500㎡以上の区域における宅地造成その他土地の区画形質の変更に対し、緑化の指導を行っています。平成30年度は、緑化計画書8件、宅地造成等に関する届出書11件の届出がありました。

2) 清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。平成30年度は2回実施し、参加者は延べ29,048人、ごみの総収集量は47.24tとなりました。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成17年2月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民の皆さんと市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を進めています。平成31年3月現在で、同協力員には93人が登録しており、平成30年度は違反広告物1,291枚を撤去しました。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。平成30年度では、週2回（年間100日間）2人1組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は1,041件となり、12.69tのごみを回収・処理することができました。なお、このうち27件については、リサイクル処理を行いました。



<不法投棄防止看板>

3 エネルギー環境分野

エネー1 省エネの推進

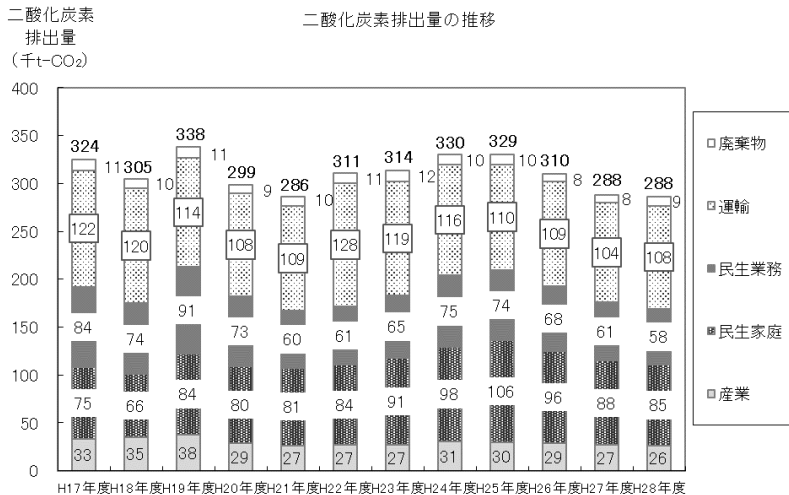
1) あきる野市の温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素(CO₂)などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

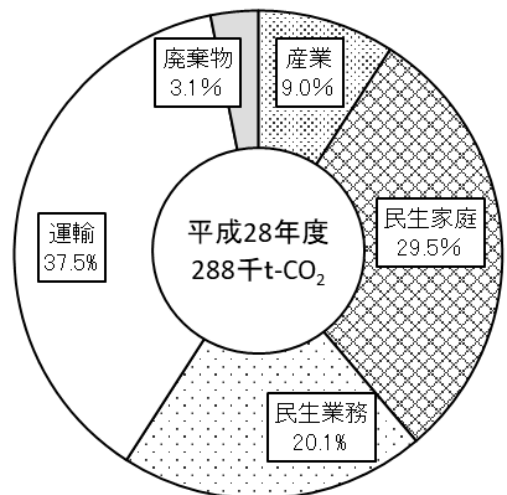
あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時(平成17年度)の33万3千tCO₂(二酸化炭素換算*1)から平成19年度に一旦増加し、平成20年度、平成21年度と減少しました。その後、平成22年度から平成24年度までは増加傾向でしたが、平成25年度に減少に転じ、平成28年度は31万tCO₂となっています。

また、温室効果ガス排出量の93%を占める二酸化炭素については、平成17年度の約32万4千tCO₂から、平成28年度には約28万8千tCO₂へ減少しています。平成28年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が37.5%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

*1 二酸化炭素換算：国や地方公共団体、事業所などで温室効果ガス排出量の算定を行う場合、二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスを二酸化炭素に換算することが多く、本市の温室効果ガス排出量も二酸化炭素に換算している。二酸化炭素以外の5つの温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄である。



平成28年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳



※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2016年度)」

(オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

2) 市の事務事業における取組

市では「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策を推進してきました。

しかし、同計画の策定後に国が閣議決定した政府実行計画や地球温暖化対策計画は、国際的な地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定の発効を見据えて定められており、本市でも、国の動向を踏まえた更なる温暖化対策の推進が必要と判断しました。そのため、第三次計画の計画期間（平成25年度～令和2（平成32）年度）の途中ではありますが、国と市との目標等で差異が生じていることや、第三次計画の目標達成が確実であること等から、第三次計画を見直し、国の削減目標等に遜色のない削減目標や削減方策などを具備した計画である「第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

■ 第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

計画期間：平成30年度～令和3（平成33）年度（4年間）

基準排出量：7,981.5 t CO₂

中期目標：令和3（平成33）年度における温室効果ガス排出量を6,703.8 t CO₂以下とする。（基準年度比16%削減）

長期目標：令和12（平成42）年度における温室効果ガス排出量を4,788.9 t CO₂以下とする。（基準年度比40%削減）

※ 平成25年度を基準年度とし、電気の排出係数は環境省公表の平成28年度の排出係数、その他のエネルギーについては温対法に基づく係数を使用した。

取組内容：本計画における主な取組

- 設備の高効率化
- 再生可能エネルギー設備の導入
- 公用車に関する取組
- COOL CHOICE（クールチョイス）の推進
- 建設・工事の施工における配慮
- 吸収作用の保全及び強化
- エコ活動による省エネの推進

温室効果ガス排出量の推移

	年 度	H27	H28	H29	目標値 (R2 (H32))
第三次計画	総排出量 (tCO ₂)	3,663	4,019	4,350	4,480以下
		3,838	3,877	4,293	

	年 度	H30	中期目標値 (R3 (H33))
第四次計画	総排出量 (tCO ₂)	7,005.8	6,703.8
		7,426.1	以下

※排出量の上段は、当該年度の排出係数(変動値)を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度(第三次計画は平成24年度、第四次計画は平成25年度)と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。

※平成30年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

※平成30年度以降は、第四次計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含んでいる。

排出量の推移に示すとおり、平成30年度の温室効果ガス排出量は、中期目標値を上回る結果となりました。中期目標値を達成するため、引き続き省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していくとともに、今後の経過を注視します。

3) 市民・事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図っています。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活10か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス(二酸化炭素)が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図っています。「省エネ型生活10か条」と「環境家計簿」は、平成27年度に更新し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に配布するとともに、市のホームページ等で紹介しています。

また、家庭における省エネの取組を推進するため、参加者の家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専門の診断士がその家庭に合った具体的な省エネ方法を提案する「うちエコ診断」を実施し、7組が参加しました。



<あきる野市環境家計簿>

4) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

市において新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めており、平成30年度は、新設する街路灯38基にLED照明を採用し、LED照明を用いた街路灯・防犯灯は合計7,970基になりました。その他にも、太陽光発電設備を搭載したLED外灯の設置や庁舎空調設備改修工事実施設計業務ではAI-BEMS(*1)や、高効率型空調設備の導入について情報収集を行うとともに、工事計画を策定しました。

*1 AI-BEMS：機械学習型ビル・エネルギー管理システム

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

1) エコドライブ等の推進

本市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、本市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をしていただいた方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。平成30年度は、マグネットステッカーを新たに4枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計484枚となりました。

また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に回覧しました。

市においても、エコドライブを推進しています。第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画の策定に伴い、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表を改定し、平成30年度は、公用車の使用による二酸化炭素排出量等をグラフ化することで、燃料使用量の増減を可視化しました。また、公用車への電気自動車等低公害車の導入など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。



<「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー>

エネー3 資源循環型社会の構築【再掲】

「生ー2 資源循環型社会の構築」（15頁）を参照してください。

エネー4 緑の活用

1) ゴーヤの苗等の市民配布

平成30年5月12日（土）に開催されたあきる野環境フェスティバルの会場内において、あきる野市環境委員会と共同で、グリーンカーテンの実施につながるゴーヤの苗やアサガオの種を配布しました。

- ・ ゴーヤの苗 822ポット（1人3ポット、274人）
- ・ アサガオの種 442袋（1人1袋、約15粒入）



<ゴーヤの苗配布の様子>

2) グリーンカーテンの写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや市役所1階コミュニティホールで紹介しました。



<市民から寄せられたグリーンカーテンの取組の様子>

4 人の活動分野

人-1 情報の共有

1) 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、春、秋の年2回、市内各地の道路や河川などの一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	平成30年 春	平成30年 秋
参加人数(人)	15,317	13,731
回収量(t)	24.74	22.50



<一斉清掃の様子>

2) あきる野環境フェスティバル

環境保全の様々な取組の紹介や体験を通じて、来場者が環境に優しいライフスタイルを実践するとともに、自然との共生などを考える契機となるようなイベントとして、あきる野環境フェスティバル運営委員会との共催により、「あきる野環境フェスティバル2018」を実施しました。

あきる野環境フェスティバル概要

	あきる野環境フェスティバル2018
実施日	平成30年 5月12日(土)
会場	都立秋留台公園
参加者数(人)	2,500(推定)

■ 主な催事

- ・ 環境コーナー
- ・ フリーマーケット
- ・ リサイクル品(家具等)再利用コーナー
- ・ 配布・講習会コーナー
(廃食油石けんの配布、ゴーヤ苗の配布、
生ごみ処理堆肥化講習会、グリーンカーテン講習会)



<あきる野環境フェスティバルの様子>

人ー2 人材の育成

1) 小さな子どものおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものおさんぽ会」を実施しています。

平成30年度は、大澄山、横沢入などを実施場所とし、8回実施したほか、小峰ビジターセンター及び小宮ふるさと自然体験学校と連携し、これまでの参加者を対象とした

「小さな子どものおさんぽ会」(特別企画)を2回実施しました。参加者数は延べ275人(通常回：228人、特別企画：47人)となりました。



<おさんぽ会の様子>

2) 小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間(毎年6月)において、各学校の実態に応じた環境教育(エコキャップ運動、太陽光発電設備の教材化、地域の水田や畑を活用した体験学習)を実施しています。

また、食育の推進を図るため、平成24年度から食育授業を実施するとともに、各校の食育リーダーを集めた食育リーダー連絡会を年1回開催し、情報交換等を通じて、食に関する指導の充実を図りました。さらに、夏休み料理教室を秋川第一学校給食センター調理場で、施設の見学会を五日市学校給食センターでそれぞれ開催し、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒及びその保護者に参加していただきました。

平成24年9月1日に開校した「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための自然体験活動の拠点として、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

平成30年度は、市内全小学校において森林や環境への興味・関心を深める学習を実施しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況(平成30年度)

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	136回	2,709人
その他イベント等	183回	2,463人



<体験活動の様子>

3) 森の子コレンジャー

次世代の森の守り人となる人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。この活動では、「あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つ」ことを目指しています。

平成30年度は、5月20日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を10回実施しました。また、森の子コレンジャーOBによる同窓会の活動も1回実施しました。

奥山の堅果類の実りが悪いと野生動物が人里まで降りてきてしまうことから、森の子コレンジャーの活動において、堅果類の豊凶調査を実施したほか、野生動物を誘引しないための注意喚起のポスターを作成し、小宮地区の各自治会の掲示板に掲示をしました。また、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ビオトープ作りにも取り組みました。



<森の子コレンジャー活動の様子>

さらに、東京都で開催された第42回全国育樹祭では、式典行事で森の子コレンジャーが登壇したほか、併催行事である全国緑の少年団活動発表大会において森の子コレンジャー活動PRパネルの展示を行い、活動を広く全国に発信しました。

4) 港区環境交流事業

あきる野市と港区は、互いに異なる環境を有していることから、地球温暖化対策の一環として、戸倉地区の刈寄地域に「みなと区民の森」を設けるなどの交流を図っています。その一環として、海に面した自然を有する港区と、山や川などの自然を有するあきる野市のそれぞれの特性を活かし、平成18年度から子どもたちの交流事業を実施しています。

平成30年度は、8月1日(水)に小学3・4年生30人(あきる野市14人・港区16人)が参加し、小宮ふるさと自然体験学校及び周辺河川にて、「魚のつかみどりと川遊び」を行いました。



<魚のつかみどりの様子>



<川遊びの様子>

5) 市民参加と後継者等の育成

平成21年度から実施している自然環境調査の一環として、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうために、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

平成30年度は、オオキンケイギク除去作戦、オオブタクサ除去作戦、アレチウリ除去作戦を行い、外来植物を除草しました。除去作戦を通じて、参加者の皆さんに、外来植物の影響や駆除の重要性等を伝えることができました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として新規就農希望者1人に研修を実施しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員45人に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業を継続しました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	オオキンケイギク除去作戦	オオブタクサ除去作戦	アレチウリ除去作戦
実施日	平成30年6月2日(土)	平成30年8月25日(土)	平成30年9月8日(土)
参加人数	15人	19人	17人

※オオブタクサ除去作戦は、平井川流域連絡会との共催



<オオキンケイギク除去作戦の様子>

人－3 協働体制の構築

1) 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民13人（公募6人、地区の代表6人、団体1人）、事業者4人、市職員2人の計19人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

平成30年度は、計5回の会議を開催しました。また、環境に関する活動などを学ぶため、「知る」活動を行い、西秋川衛生組合施設の見学等を行いました。啓発活動としては、昨年度に引き続き、グリーンカーテン普及のため、5月に開催されたあきる野環境フェスティバルでのゴーヤの苗やアサガオの種の配布、地球温暖化についての展示、緑の募金の呼びかけを行いました。



<会議の様子>



<「知る」活動（西秋川衛生組合施設の見学）の様子>

開催日		内容	
第四期	平成30年 4月23日	第9回 会議	1 平成29年度実績及び平成30年度活動スケジュールについて 2 あきる野環境フェスティバルの出展について
	5月12日	啓発 活動	あきる野環境フェスティバル（環境コーナー）参加 1 グリーンカーテン用植物の苗・種の配布 2 地球温暖化についての展示 3 緑の募金の呼びかけ
	6月26日	第10回 会議	1 環境基本計画施策進捗状況の点検について
	9月 3日	第11回 会議	1 環境基本計画施策進捗状況の点検評価の確認について 2 環境基本計画等に対する環境委員会からの意見のとりまとめについて
	9月26日	第12回 会議	1 環境白書の掲載内容について 2 「知る」活動の計画について
	11月 7日	「知る」 活動	西秋川衛生組合施設の見学
	平成31年 3月 5日	第13回 会議	1 あきる野環境フェスティバルへの出展について

2) ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり推進事業について、補助金の交付を行っています。平成30年度は、4団体に補助金を交付し、1団体にホタルの保全活動を委託しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

3) 生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少生物の保全方策等の検討を行う組織であり、識見を有する者5人、公募による市民3人、事業者4人、各種団体からの代表者5人、地方公共団体の職員2人の計19人で構成しています。

平成30年度は、計3回の会議を開催し、「あきる野市版レッドリスト」などについて議論を重ねました。また、あきる野市版レッドリストの作成のため、生きもの会議の下部組織として「両生・爬虫類部会」を設置し、あきる野市版レッドリスト（両生類）及びあきる野市版レッドリスト（爬虫類）の検討を行いました。

開催日		内容	
第一期	平成30年 4月6日	第8回会議	1 あきる野市版レッドリスト（哺乳類）原案について 2 あきる野市版レッドリストの公表について 3 次に作成するレッドリストについて
	9月10日	両生・爬虫類部会 第1回会議	1 あきる野市版レッドリスト（両生類）原案の作成について 2 あきる野市版レッドリスト（爬虫類）原案の作成について
	平成31年 2月12日	第9回会議	1 あきる野市版レッドリスト（両生類・爬虫類）原案について 2 次に作成するレッドリストについて 3 弁天山横の棚田における生息地等保全協定の締結について
第二期	3月25日	第1回会議	1 生物多様性あきる野戦略について 2 あきる野市生きもの会議について 3 委員長及び副委員長の選出について 4 会議の運営方法について